

条 例 見 直 し 調 査

作成年度

平成 21 年度

条 例 名	公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準等に関する条例		
条 例 番 号	昭和 48 年神奈川県条例第 4 号	法 規 集	第 8 編 第 6 章 第 1 節
所 管 部 局 室 課	保健福祉部生活衛生課		
条 例 の 概 要	公衆浴場法の規定に基づき、公衆浴場の設置の場所の基準、衛生及び風紀に必要な措置の基準その他公衆浴場の営業の適正の確保に関し必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 <small>（現在でも必要な条例か。）</small>	公衆浴場法の規定により条例で定めることとされている公衆浴場の設置の場所の基準、衛生及び風紀に必要な措置の基準について定めているものであり、また、許可申請の手数料も定めていることから、必要な条例である。	
	有効性 <small>（現行の内容で課題が解決できるか。）</small>	本条例で定める衛生措置の基準は、レジオネラ症対策を講ずる等、新たな衛生管理上の課題にも対応したものであり、有効なものである。	県所管区域における公衆浴場数の推移 H20 388 H18 368 H16 402
	効率性 <small>（現行の内容で効率的といえるか。）</small>	本条例で定める風紀の基準のうち、営業時間の基準については、ライフスタイルの多様化を踏まえ、緩和を検討する。 また、手数料の金額及び算定方法は明確であり、効率的である。	
	基本方針適合性 <small>（県政の基本的な方針に適合しているか。）</small>	本条例で定める事項は、公衆衛生の確保に資するものであり、県民生活の安全・安心を掲げる「神奈川力構想」の施策の方向性に適合している。	
	適法性 <small>（憲法、法令に抵触しないか。）</small>	公衆浴場法の規定に基づく内容となっており、憲法、法令に抵触しない内容である。	
	その他	衛生措置の基準について、規定を整備する必要がある。	
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。 改正を検討する。	理 由	特 記 事 項
		営業時間の規制の緩和等を図るため、改正を検討する。	
次回見直し予定	未定	見直し規定の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無